

会津若松市町内会等への除排雪補助金の交付等に関する要綱細則

1 補助金交付対象

補助金の交付対象は、原則「町内会」とする。

ただし、特殊な事情により「町内会」として申請できない場合には、組や班などでの申請も可とする。

この場合、「町内会」全体の計画書を提出してもらうことで、同一路線の重複申請を防ぎ、さらに「町内会」として補助額の上限(10万円)を超えないようにする。

2 申請回数

申請回数は、1回とする。

10万円の限度内で数回に分けての申請は不可。

複数の路線を一時期にまとめて除雪する申請は可。

3 補助の対象事業費

あらかじめ見積書が必要となる。

①除雪機等機械の借上げ費用

※満タン返しの給油のための燃料代は見積書の提出が出来ないので不可

②業者への除雪委託料

4 補助額の端数処理

経費の1/2に円未満の端数がある場合には、1,000円未満切捨てとする。